

デマンド型交通の予約・配車システムの構築等に向けた調査・検討業務 基本仕様書

1 業務名

デマンド型交通の予約・配車システムの構築等に向けた調査・検討業務

2 業務の概要

本市では、郊外部の住宅団地や中山間地域等の公共交通サービスが十分に行き届いていない地域において、高齢者をはじめとする地域住民の誰もが安心して生活し続けられるよう、地域主体の乗合タクシーに加え、スクールバスや医療・福祉送迎バスを活用した公共ライドシェアの導入など、地域に存在するあらゆる輸送資源を活用することにより、利便性が高く持続可能な生活交通の確保を図っていくこととしている。

このうち、地域主体の乗合タクシーについては、郊外部の住宅団地を中心に、定時定路線型が6地区、デマンド型が1地区の計7地区で本格運行が行われているほか、1地区において、定時定路線型での実験運行が行われている。

一方、人口減少が進み、住宅が薄く点在している中山間地域においては、担い手不足の中で広範囲の移動需要に対応する必要があるため、デマンド型を基本とした生活交通の導入に係る相談が増加している。

こうした状況を踏まえ、今後、デマンド型による生活交通の確保に関する取組を本市が主体的に支援していくため、共通で利用できるデマンド型交通の予約・配車システムの構築など、運行を下支えする新たな仕組みを検討していくこととしており、本業務ではそのために必要となる実現可能性の調査・検討を行っていくものである。業務の遂行に当たっては、国における「交通空白」解消・予防の取組（国土交通省が主導する地域交通 DX 推進プロジェクト「COMmmONS」等の取組）や、本市地域公共交通計画の方向性等と整合を図りながら、進めていくものとする。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

主たる利用者となる高齢者が使いやすいデマンド型交通の予約・配車システムの構築に向け、以下の各業務を検討すること。なお、業務の実施に当たっては、事業者の業務効率化に資するものであること、市内の複数地区に横展開できることなどの汎用性に加え、商業施設による情報発信や病院の予約などの生活サービスの提供に係る機能が付加できるなど、利便性の高い仕組みとなるよう十分に留意すること。

(1) 現状把握

本市におけるデマンド型交通（戸坂地区乗合タクシー及び五日市湾岸地区のスマートムーバー）や他都市のデマンド型交通について、運行主体、運行区域の人口分布や高齢化率、区域内外の他の交通モードとの接続状況、利用者数などの現状把握、予約方法や運賃、商業施設や医療福祉施設との連携状況（付加機能）などから、現状を整理する。

(2) 交通モード別の制度等の要件整理及びタクシー事業者、公共ライドシェア運行事業者やシステムベンダーへのアンケート調査及び課題整理

本市における地域主体の乗合タクシー（道路運送法第4条の許可による運送）及び広島県内の公共ライドシェア等における運転手や運行管理などの業務フロー（予約受付→配車→運行→日報→実績集計）を整理するとともに、生活交通の運行主体になり得るタクシー事業者等へのアンケート調査により、現状の事業者の予約・配車方法の実態や課題を調査する。

(3) 導入候補システムの提案

全国で提供されているデマンド型交通の予約・配車システムについて、本市の地域特性を踏まえ、機能性やコスト比較を行うとともに、親和性の高いシステムについて複数案（新規システム案も含む）の提案を行う。

(4) 実現可能性調査

(1)～(3)を踏まえ、本市主導でデマンド型交通の予約・配車システムを導入していくに当たり、採算性（イニシャルコスト、ランニングコスト等）や導入効果（メリット、デメリット等）等を定量的に整理・評価したうえで、地域に存在するあらゆる輸送資源を活用する際の観点も含めて、実現可能性を調査する。

5 関係書類の提出

受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。

(1) 実施計画書

① 受託者は、実施計画書を作成し、契約締結後10日以内に発注者に提出し、承認を受けなければならない。また、実施計画に変更が生じる場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。

② 実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。

- ・業務実施体制（担当者氏名、役割等）
- ・実施スケジュール
- ・その他、業務実施に当たって必要な事項等で発注者が必要と認める事項

(2) 業務完了報告書

① 本業務の実施内容及び成果を業務完了報告書として取りまとめること。

- ② 業務完了報告書は、印刷物 2 部及び電子データを作成し、契約期間内に本市へ提出すること。

6 特記事項

- (1) 受託者は、採択された提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものではない。
- (2) 業務を効率的に行う上で必要と思われる部分については、あらかじめ本市の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。ただし、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報全てについて秘密を厳守し、発注者の了解を得ずして他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、本契約終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。
- (5) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、全て発注者に帰属する。ただし、同一性保持権等、発注者に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に発注者の承諾を得たときはこの限りではない。この場合、発注者は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。なお、成果物は 1 次利用及び 2 次利用ともに無償で利用できるようにすること。
- (6) 受託者は、業務の趣旨を十分考慮し、発注者と連絡及び協議を緊密にしながら業務を遂行するものとし、発注者側の作業と受注者側の作業を明確にすること。
- (7) 発注者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は業務費の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (8) 業務の充実に必要な内容として、独自の提案等があれば、発注者と協議の上実施することができる。
- (9) この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出するものとする。